

議案第38号

つくば市マンション管理計画認定等手数料条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市マンション管理計画認定等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の事務の手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその名称及び額は、別表のとおりとする。

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、申請の際に納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

事務	名称	金額
<p>法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定申請手数料</p>	<p>長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の数が1である場合にあつては4,000円、2以上である場合にあつては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>法第5条の6第2項において準用する法第5条の3第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料</p>	<p>長期修繕計画の数が1である場合にあつては4,000円、2以上である場合にあつては4,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>11,000円</p>

認定の申請に対する審査		
-------------	--	--

(提案理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、茨城県マンション管理適正化推進計画が策定されたことに伴い、マンション管理計画認定等の事務に関し手数料を定める必要があることから、この条例案を提出するものである。